

# 令和5年度

## 城南区地域包括ケア推進会議

日 時: 令和5年12月14日(木)  
午後3時00分～午後4時00分  
場 所: 城南区役所 3階 大会議室

### 会 議 次 第

I 開 会

II センター所長あいさつ

III 委員等紹介

IV 副会長選任

V 会長あいさつ

VI 議 題

- 1 令和4年度 高齢者保健福祉相談事業等の報告
- 2 城南区地域包括ケアに関する取り組み

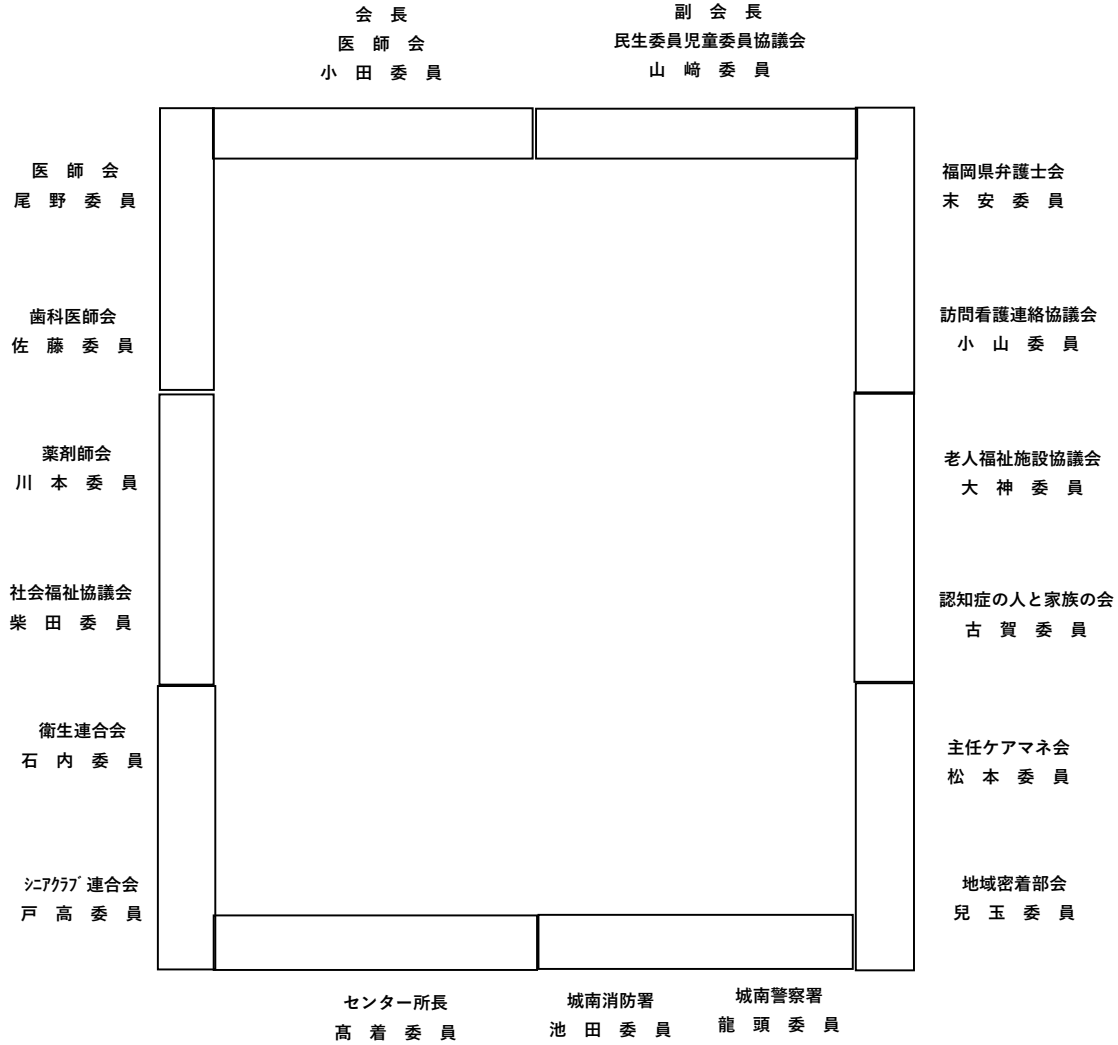
VII その他 (お知らせなど)

VIII 閉 会

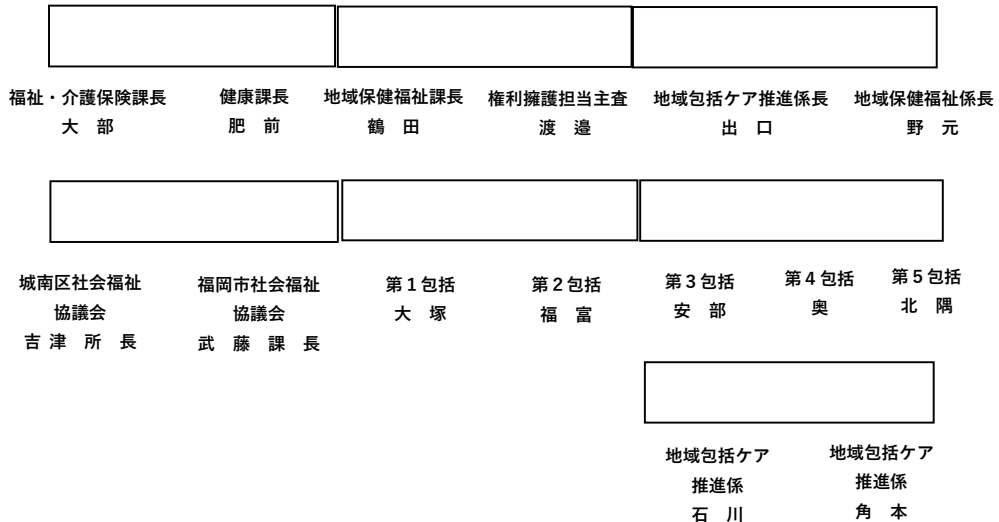
# 令和5年度城南区地域包括ケア推進会議 座席表

(前方)

場所：城南区役所大会議室



傍  
聴  
席



## 福岡市城南区地域包括ケア推進会議設置要綱

### (設置目的)

第1条 高齢者が、個人として尊重され、人生の最期まで住み慣れた地域で、自立した生活を安心して続けることができるよう、保健（予防）・医療・介護・生活支援・住まいが一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現を目指して、区における地域づくりや資源開発、多職種間のネットワーク構築、権利擁護等の推進を図るため、関係機関・団体及び行政等の代表者からなる城南区地域包括ケア推進会議（以下「区推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 区推進会議は、次に掲げる事項を所掌し、区における地域包括ケアの推進に必要な検討、協議を行う。

- (1) 地域の関係機関・団体等のネットワーク構築に関すること。
- (2) 高齢者地域支援会議や圏域連携会議では解決できない地域課題の抽出・検討に関すること。
- (3) 区の問題解決に必要な地域づくり・資源開発に関すること。
- (4) 区の問題解決に必要な政策形成に関すること。
- (5) その他、区における地域包括ケアの推進に関し必要な事項。

### (組織)

第3条 区推進会議の委員は、区保健福祉センター、関係団体及び関係機関の役員等をもって構成する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者並びに職能団体等
- (2) 医療サービスに関する事業者及び職能団体等
- (3) 介護保険以外の地域資源又は地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者団体等
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 福岡市
- (6) その他、地域包括ケアの推進のために必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、任期中であっても委員がその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (運営)

第5条 区推進会議に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、区推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 区推進会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、区推進会議の議長となる。
- 3 会長は、必要に応じ、区推進会議に委員以外の者を出席させて意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第7条 区推進会議は、必要に応じて次の部会（ワーキング会議）を設置する。

- (1) 在宅医療・介護部会
- (2) 権利擁護部会
- (3) 生活支援・介護予防部会
- (4) その他、地域包括ケアの推進のために必要と認められるもの

2 原則として、各部会（ワーキング会議）の検討状況は、区推進会議へ報告する。

(会議の公開)

第8条 区推進会議は原則公開とする。ただし、会議における協議の内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、又は、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りではない。

2 会議の傍聴に係る手続きその他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(秘密保持義務)

第9条 会議を非公開とすることを決定したときは、委員及びその他会議に出席した者は、当該会議において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 区推進会議の事務局は、城南区保健福祉センター地域保健福祉課に置く。

(報告)

第11条 事務局は、区推進会議で検討、協議された内容を、福祉局高齢社会部地域包括ケア推進課に報告する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、区推進会議の運営に必要な事項は別に定める。

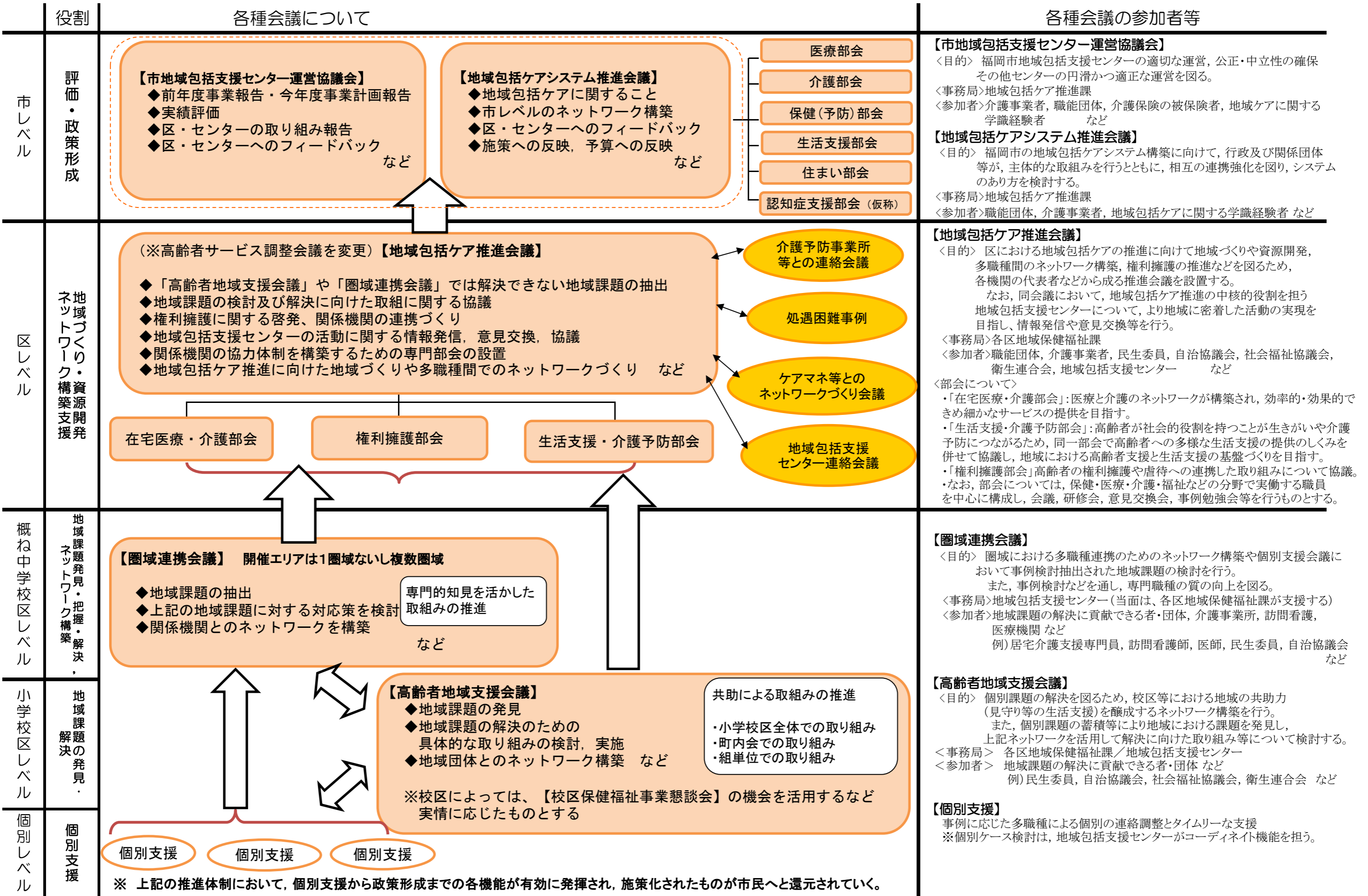
附 則

- 1 この要綱は、平成27年11月1日から施行する。
- 2 最初の区推進会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、城南区保健福祉センター所長が招集する。
- 3 城南区高齢者サービス調整会議設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

# 地域包括ケアに関する推進体制について（平成27年度以降）



# 城南区地域包括ケア推進会議 資料

令和5年12月14日(木)

## 1 令和5年度 城南区地域包括ケア推進会議委員等名簿

## 2 議題1:令和4年度 高齢者保健福祉相談事業等の報告

- |                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| 1 城南区の状況について                    | …P1   |
| 2 城南区における相談状況について               | …P2～3 |
| 3 高齢者に対する虐待防止、早期発見等の権利擁護の支援について | …P4～5 |
| 4 認知症高齢者支援について                  | …P6～8 |
| 5 介護予防事業について                    | …P9   |

## 議題2:城南区地域包括ケアに関する取り組み

- |                     |         |
|---------------------|---------|
| 1 令和5年度専門部会         |         |
| ・在宅医療・介護部会          | …P10    |
| ・権利擁護部会             | …P11    |
| ・生活支援・介護予防部会        | …P12    |
| 2 その他地域包括ケアに関する取り組み |         |
| ・高齢者地域支援会議          | …P13    |
| ・多職種連携研修会           | …P14～15 |

## 3 その他(お知らせなど)

- 1 城南区歯科医師会
- 2 城南警察署
- 3 城南区医師会

# 令和5年度 城南区地域包括ケア推進会議名簿

## ◇城南区地域包括ケア推進会議委員

(20名) 任期：令和6年7月31日まで

※R5年度新任

団体名・職名	氏名	備考
城南区医師会会長	小田 俊一	
城南区医師会副会長	尾野 健一	
城南区歯科医師会専務理事	佐藤 賢一	
城南区薬剤師会会長	川本 健司	※
城南区自治協議会連絡会議代表	田中 博	
城南区民生委員児童委員協議会会長	山崎 口二	
福岡市社会福祉社協議会城南区運営部会部会長	柴田 文政	※
城南区衛生連合会会長	石内 絵衣子	
城南区シニアクラブ連合会会長	戸高 輝美	※
城南区公民館館長会会長	吉川 勝弘	
福岡県弁護士会代表	末安 大地	
城南区訪問看護ステーション連絡協議会代表	小山 雅子	※
福岡市老人福祉施設協議会代表	大神 季子	
認知症の人と家族の会世話人	古賀 真紀子	
城南区主任ケアマネ会会長	松本 理江	※
城南区地域密着型サービス部会世話人	兒玉 真人	※
城南警察署生活安全課長	龍頭 篤史	
城南消防署署長	池田 賢二	※
城南区保健福祉センター保健所長	執行 睦実	
城南区保健福祉センター所長	高着 一孝	

(順不同・敬称略)

## ◇城南区地域包括ケア推進会議関係課等

(9名)

所属部署	氏名	備考
保健福祉センター福祉・介護保険課課長	大部 尚子	
保健福祉センター健康課課長	肥前 昌一郎	
福岡市社会福祉協議会包括支援課長(城南区・包括)	武藤 正憲	
福岡市社会福祉社協議会・城南区社協事務所所長	吉津 翼	
城南第1地域包括支援センター	大塚 侑里	※
城南第2地域包括支援センター	福富 優子	
城南第3地域包括支援センター	安部 美樹	
城南第4地域包括支援センター	奥 友香	※
城南第5地域包括支援センター	北隅 薫	※

## ◇城南区地域包括ケア推進会議事務局

(6名)

所属部署	氏名	備考
保健福祉センター地域保健福祉課課長	鶴田 奈穂子	※
保健福祉センター地域保健福祉課権利擁護担当主査	渡邊 旅歩子	※
保健福祉センター地域保健福祉課地域保健福祉係長	野元 正子	※
保健福祉センター地域保健福祉課地域包括ケア推進係長	出口 美華	
保健福祉センター地域保健福祉課地域包括ケア推進係員	石川 葉子	
保健福祉センター地域保健福祉課地域包括ケア推進係相談員	角本 由美	

# 令和4年度 高齢者保健福祉相談事業等の報告

## 1 城南区の状況について

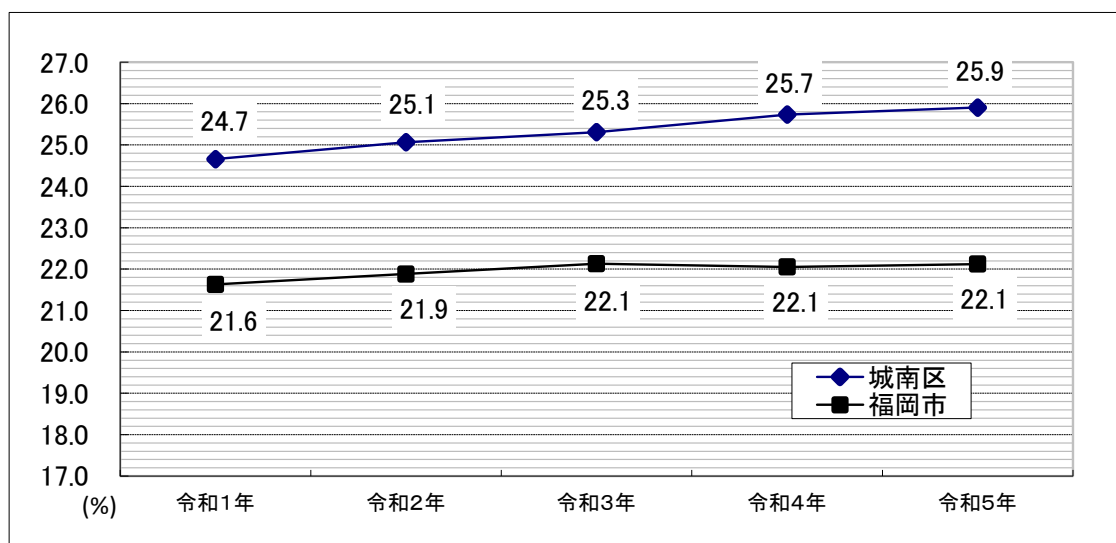
### ① 城南区の高齢者人口と高齢化率

(人)

		令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
城南区	総人口	125,333	125,842	126,244	124,839	124,912
	65歳以上	30,906	31,544	31,952	32,126	32,359
	高齢化率	24.7%	25.1%	25.3%	25.7%	25.9%
	75歳以上	14,974	15,356	15,538	16,208	16,909
福岡市	総人口	1,551,212	1,561,188	1,568,381	1,580,205	1,591,367
	65歳以上	335,545	341,649	347,095	348,496	352,066
	高齢化率	21.6%	21.9%	22.1%	22.1%	22.1%
	75歳以上	160,960	163,887	166,183	173,428	181,904
	高齢化率	10.4%	10.5%	10.6%	11.0%	11.4%

(※住民基本台帳 各年9月末時点)

### ② 城南区の高齢化率の推移



### ③ 要介護・要支援認定者数（1号被保険者）

(人)

区分	令和3年		令和4年		令和5年		
	実人数	割合	実人数	割合	実人数	割合	
城南区	要支援1	1,454	4.6%	1,530	4.8%	1,509	4.7%
	要支援2	964	3.0%	931	2.9%	875	2.7%
	要介護1	1,332	4.2%	1,339	4.2%	1,408	4.4%
	要介護2	985	3.1%	1,007	3.1%	961	3.0%
	要介護3	773	2.4%	777	2.4%	763	2.4%
	要介護4	726	2.3%	720	2.2%	708	2.2%
	要介護5	456	1.4%	482	1.5%	485	1.5%
	認定者数・率	6,690	20.9%	6,786	21.1%	6,709	20.7%
福岡市	要支援1	14,172	4.1%	14,326	4.1%	14,025	4.0%
	要支援2	9,808	2.8%	9,990	2.9%	9,712	2.8%
	要介護1	14,843	4.3%	14,905	4.3%	14,722	4.2%
	要介護2	10,663	3.1%	10,836	3.1%	10,414	3.0%
	要介護3	8,637	2.5%	8,787	2.5%	8,415	2.4%
	要介護4	7,572	2.2%	7,944	2.3%	7,715	2.2%
	要介護5	5,151	1.5%	5,328	1.5%	5,357	1.5%
	認定者数・率	70,846	20.4%	72,116	20.7%	70,360	20.0%

(※福岡市データ分析システム ケアビジョン より各年5月末時点を抽出)



## 2 城南区における相談状況について

### ①高齢者に関する総合的な相談

#### (ア)相談件数

	R2年度	R3年度	R4年度
実相談件数	2,375	2,545	2,817
延相談件数	15,689	15,592	18,599

#### (イ)相談対応方法

(延件数)

	R4年度
来所	1,445
電話	13,710
文書	99
訪問	3,022
その他	323
計	18,599

#### (ウ)相談者内訳

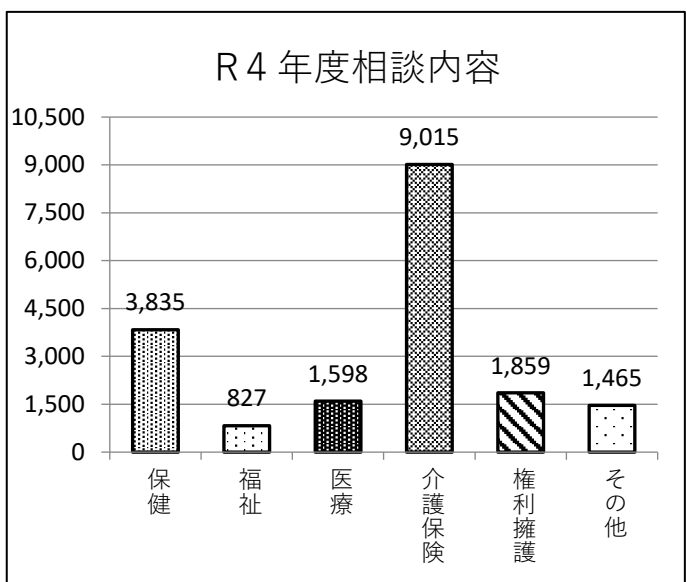
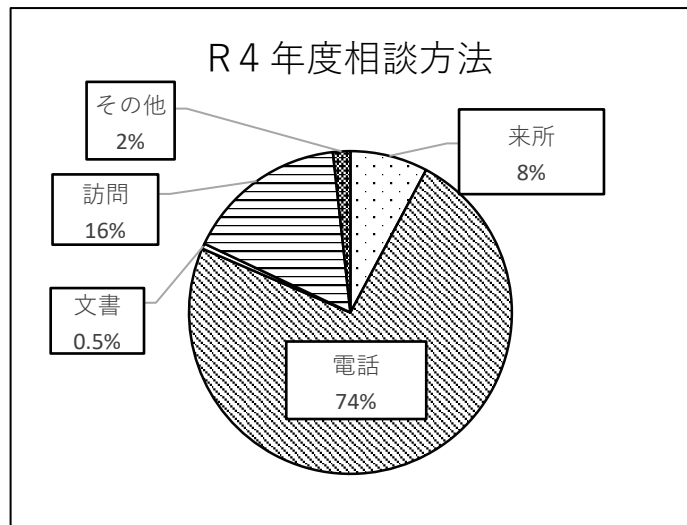
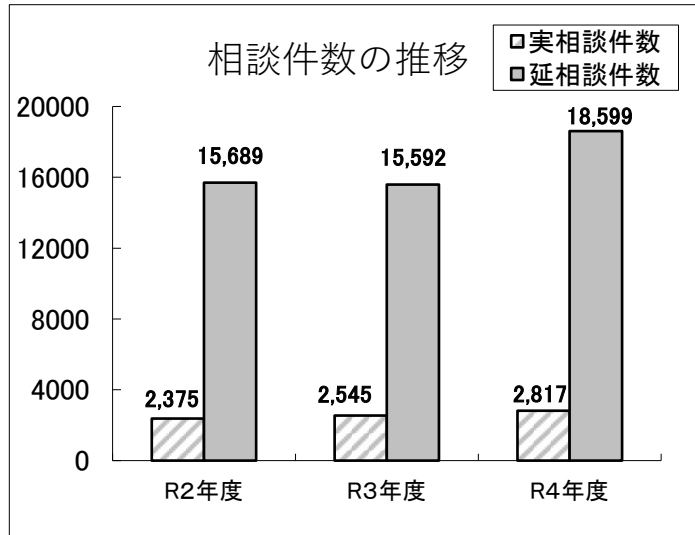
(延件数)

	R4年度
本人	5,626
同居の家族	2,100
別居の家族及び親族	2,223
友人知人	200
区役所・市役所	1,095
警察署・消防署	203
地域包括支援センター	897
障がい者基幹相談センター	77
その他の行政機関	56
病院・一般診療所	1,946
歯科診療所	10
薬局	18
居宅介護支援事業所	2,136
居宅サービス事業所	448
介護予防委託事業所	13
施設	158
地域	131
民生委員・児童委員	738
社会福祉協議会	115
民間サービス事業者	167
権利擁護機関	74
後見人・保佐人・補助人	34
その他	128
不明	6
計	18,599

#### (エ)相談内容

(延件数)

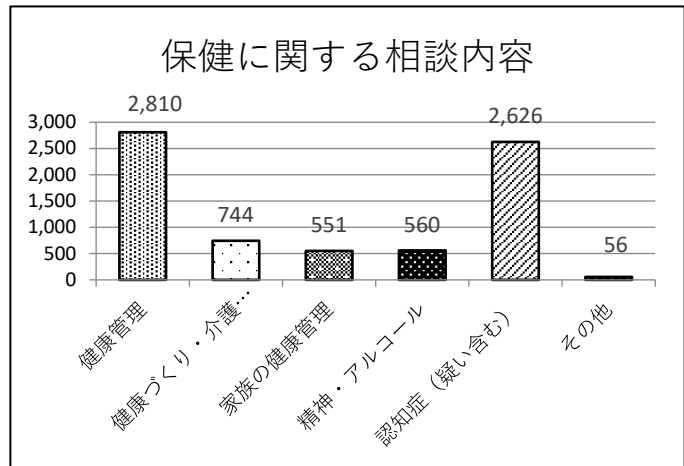
	R4年度
保健	3,835
福祉	827
医療	1,598
介護保険	9,015
権利擁護	1,859
その他	1,465
計	18,599



## ②各相談内訳

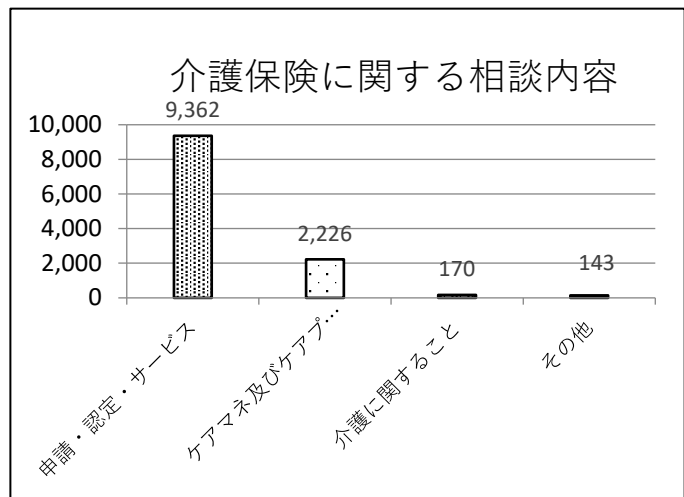
### (ア)保健に関する相談

保健	R4年度
健康管理	2,810
健康づくり・介護予防	744
家族の健康管理	551
精神・アルコール	560
認知症(疑い含む)	2,626
その他	56
計	7,347



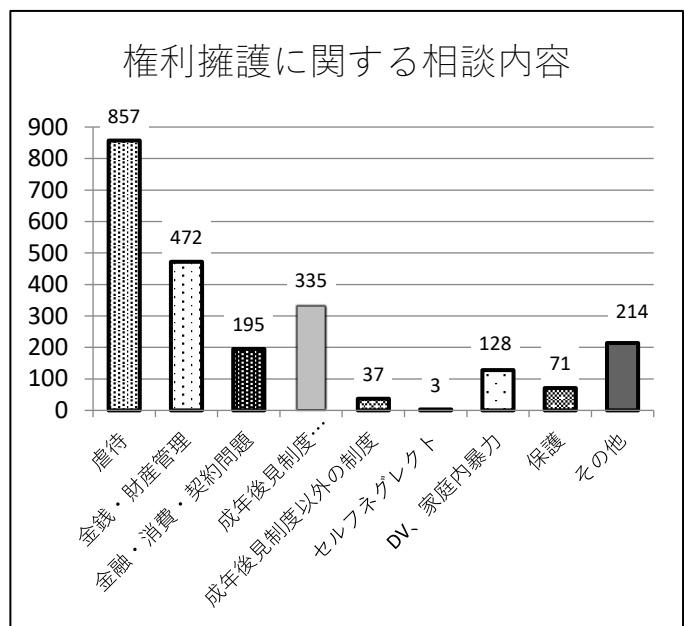
### (イ)介護保険に関する相談

介護保険	R4年度
申請・認定・サービス	9,362
ケアマネ及びケアプラン	2,226
介護に関すること	170
その他	143
計	11,901



### (ウ)権利擁護に関する相談

権利擁護	R4年度
虐待(疑い含む)	857
金銭(財産)管理	472
金融・消費・契約問題	195
成年後見等の制度に関すること	335
成年後見制度以外の制度	37
セルフネグレクト	3
DV・家庭内暴力	128
保護(虐待・DV除く)	71
その他	214
計	2,312



### 3 高齢者に対する虐待防止、早期発見等の権利擁護の支援について

高齢者に対する虐待防止や認知症高齢者の財産を守る等の権利擁護支援を行う。個々の事例に応じ、法テラス、消費生活センター、警察署、社会福祉協議会等の関係機関と連携し問題解決を図り、必要に応じて成年後見制度等の利用支援を検討する。

#### (1) 養護者による高齢者虐待統計

##### ①相談受理件数について

[表1] 相談・虐待件数

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	城南区	福岡市	城南区	福岡市	城南区	福岡市
相談受理件数	23件	240件	28件	281件	28件	342件
虐待件数	8件	87件	14件	113件	11件	148件

[表2] 相談者(通報・届出を含む) \*重複あり

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	城南区	福岡市	城南区	福岡市	城南区	福岡市
介護支援専門員	14	127	16	145	12	170
介護保険事業所職員	1	8	1	13	2	16
医療機関従事者	0	11	2	18	1	22
近隣住民・知人	3	12	0	4	2	9
民生委員	0	5	0	11	1	11
本人	1	7	2	13	1	14
家族・親族	1	15	2	24	0	18
虐待者自身	1	10	1	1	0	11
行政職員	0	20	0	23	0	18
警察	0	19	2	18	7	43
その他・不明	2	14	2	25	2	27
計	23	248	28	295	28	359

②虐待状況について

[表3] 虐待の種類 \*重複あり

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	城南区	福岡市	城南区	福岡市	城南区	福岡市
虐待実人数	8人	88人	14人	117	11人	151
身体的虐待	7	69	11	77	8	99
介護等の放棄	0	17	0	27	1	40
心理的虐待	4	32	3	38	2	46
性的虐待	0	0	0	0	0	0
経済的虐待	0	6	3	26	1	20

[表4] 被虐待者の性別

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	城南区	福岡市	城南区	福岡市	城南区	福岡市
男性	1	18	0	24	0	28
女性	7	70	14	93	11	123
計	8	88	14	117	11	151

[表5] 養護者(虐待者)の属性

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	城南区	福岡市	城南区	福岡市	城南区	福岡市
同居	7	80	11	95	10	136
非同居	1	7	3	22	1	13
その他	0	1	0	0	0	2
計	8	88	14	117	11	151

[表6] 被虐待者から見た虐待者の続柄 \*重複あり

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	城南区	福岡市	城南区	福岡市	城南区	福岡市
夫	1	23	6	35	4	41
妻	1	11	0	7	0	13
息子	3	29	4	45	3	47
娘	3	18	3	21	2	30
息子の配偶者	0	5	0	2	0	2
娘の配偶者	0	0	0	1	0	1
兄弟姉妹	0	1	0	0	0	8
孫	0	2	0	0	2	3
その他	0	3	1	9	0	8
不明	0	0	0	0	0	0
計	8	92	14	120	11	153

## 4 認知症高齢者支援について

### (1) 認知症高齢者の早期発見・保護

#### 1) 認知症の人の見守りネットワーク事業

行方不明となった認知症高齢者を早期発見・保護するため、また、家族の負担を軽減する為、警察・区役所・地域などの協力のもとに行うネットワーク。

#### ア 登録制度

事前に、氏名・住所・連絡先・特徴・写真等を警察や保健福祉センターなどに登録し、認知症の人の行方が分からなくなったときの早期発見・保護や保護された時の身元確認ができるようにする。

(登録制度登録者数)

	城南区	福岡市
R2年度末	102人	1,021人
R3年度末	109人	1,002人
R4年度末	110人	987人

#### イ 検索システム事業

##### ① ステッカー

行方不明になる可能性のある認知症の人の持ち物にステッカーを貼付しておくことで、発見者がステッカー記載のフリーダイヤルに電話しID番号を入力すると、事前に登録した介護者等の連絡先に自動転送され、個人情報を守った状態で直接通話ができる。

※令和4年3月31日で終了し検索機器(GPS端末)に変更。新規の受付は不可。

それまでの利用者は希望があれば継続可能。

##### ② 検索機器(GPS端末機)※令和4年4月1日から開始。

認知症により行方不明になる可能性がある人にGPS端末機を身につけていただき、行方が分からなくなったときに、家族介護者等がコンタクトセンターへの電話やスマートフォン専用アプリを利用して位置情報や移動履歴を確認し、早期発見・保護を図る。

(検索システム利用者数)

	城南区	福岡市
R2年度末	3人	54人
R3年度末	4人	42人
R4年度末	5人	45人

#### ウ 捜してメール

登録された人が行方不明になった時、行方不明の状況等を捜索にご協力くださる協力事業者・協力サポーターへメールで一斉配信し、捜索に協力していただくことで、早期発見・早期保護につなげる。

※協力サポーター数 7,216名 協力事業者 1,086 (R5.3.31現在)

(捜してメール利用者数)

	城南区	福岡市
R2年度末	85人	839人
R3年度末	88人	815人
R4年度末	90人	803人

## 2)一時保護事業

警察に保護された認知症高齢者のうち、警察署より老人福祉施設等における保護の要請のあった者について、迅速且つ適切な保護を行うことで事故防止を図る。

- ・契約施設 25施設（令和4年度）
- ・城南区実績 令和4年度 1件

### (2)成年後見人市長申立

認知症等、能力の低下がみられる高齢者に関する相談件数は年々増加しており、なかでも親族等の支援が望めない高齢者単独の世帯は日常生活に支障をきたしている場合が多い。このような支援を要する高齢者の身上監護や財産管理を行い、自分らしい生活ができるよう支援するための有効な手段として「成年後見制度」がある。

認知症が進行し後見制度の活用が必要となっているが、親族等本人に代わって家庭裁判所に開始申立ができない場合は、市長が本人または親族に代わって申立を行っている。

	R2年度		R3年度		R4年度	
	城南区	福岡市	城南区	福岡市	城南区	福岡市
市長申立件数	0	58	6	68	4	65

(R5.3.31現在)

### ※後見人に支払う報酬助成の拡大について(令和4年6月1日より)

市は、市長申し立てを行った被後見人のうち、資産が生活保護水準を下回り、後見人への報酬支払が困難な被後見人に、その費用の一部または全額を助成している。

令和4年6月1日から、対象拡大により本人、配偶者、4親等以内の親族が申し立てを行った場合にも適用されることになった。(ただし、後見人が弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職に限る)

### (3) 認知症サポーター養成講座

認知症を理解し、認知症の人や家族を見守る、「認知症サポーター」を一人でも増やし、安心して暮らせるまちを、みんなで作っていくことを目指して、講座を実施している。地域住民の方で、概ね10人以上のグループを対象に約90分の講座を行う。講師は専門研修を受講した「認知症キャラバン・メイト」。受講後は認知症サポーターカードを配布している。

(認知症サポーター養成講座開催状況)

	城南区		福岡市	
	実施回数	サポーター養成人数	実施回数	サポーター養成人数
R2年度	6回	559人	116回	3,534人
R3年度	9回	602人	142回	4,636人
R4年度	10回	467人	188回	5,974人

### (4) 城南区認知症キャラバン・メイト連絡会

認知症キャラバン・メイト養成研修を受講し、「認知症キャラバン・メイト」として登録された方を対象に、講座の質の向上や、認知症の人の見守り支援などの地域づくりについて意見交換を行っている。

(認知症キャラバン・メイト連絡会開催状況)

	実施回数	参加者数
R2年度※1	—	—
R3年度※2	—	—
R4年度	1	5

※1令和2年度は新型コロナウイルス感染症の対応として開催なし。

※2令和3年度は計画するも新型コロナウイルス感染症拡大の影響で参加者が少なく状況鑑み中止とした。

## 5 介護予防事業について

### 1. 生き生き講座

高齢者が要介護・要支援状態になることを予防し、健康で生き生きとした生活を営むことができるように健康づくりや介護予防をテーマとした講座を、保健福祉センターや地域の公民館で実施する。

(単位:人)

	開催件数	参加者数(延)
令和2年度	67回	796
令和3年度	75回	935
令和4年度	121回	1,850

### 2. 認知症予防教室

参加者が認知症について正しい知識を身につけ、認知症の発症リスクの少ない日常生活を継続して送ることができるように保健福祉センター等で実施する。

(単位:人)

	開催件数	参加者数(延)
令和2年度	13回	154
令和3年度	18回	199
令和4年度	20回	245

### 3. 介護予防教室(委託事業)

生活機能が低下している高齢者を対象に、地域包括支援センターが教室参加を勧奨し、継続して介護予防に取り組むことができるように実施する。

(単位:人)

	開催件数	参加者数(延)
令和2年度	10回	45
令和3年度	20回	100
令和4年度	25回	178

### 4. よかトレ実践ステーション

※H29年度開始

高齢者の主体的な健康づくり・介護予防の取り組み推進のため、多くの市民が参加できる場「よかトレ実践ステーション」の登録を推進する。

	登録数	登録校区(全11校区)
令和2年度	76団体	11
令和3年度	73団体	11
令和4年度	76団体	11

\* 令和元年度・2年度は、新型コロナウイルス感染症への対応で中止した事業あり



# 城南区地域包括ケアに関する取り組み

## 1 令和5年度専門部会

### 在宅医療・介護部会報告書

日時:令和5年10月27日(金)19時から20時

場所:城南区役所3階大会議室

参加者:委員9名、事務局3名、オブザーバー(地域包括支援センター)2名

議題:意見交換テーマ:認知症の意思決定支援を考える

◇令和5年度各団体の取組み

◇城南区取組み

・城南区キャラバン・メイト連絡会

・将来に備える「はじめてのアドバンス・ケア・プランニング」

◇事例紹介

◇まとめ

○各団体の取組みと今後の課題:事前アンケートを実施

「認知症」については、『研修会の参加、関係機関との密な連携をしている』という意見が多かった。「ACP」に関する取組みについては、『日頃から言葉はもちろん、言葉にできないものまで理解しようと努めている』という意見があった。

○城南区取組みの紹介:

①城南区キャラバン・メイト連絡会

7月3日城南区認知症キャラバン・メイト連絡会を開催。目的は認知症の親を看取った家族から、様々な出来事や思いを聞きながら、支援の在り方を深めることとした。家族から生の声を聴くことで家族の思いや心の変化について知ることができた。制度ありきではなく、専門職と地域がつながり、共有することの大切さを学び、キャラバン・メイトの今後の活動のヒントとなったと考える。

②将来に備える「はじめてのアドバンス・ケア・プランニング」

6月8日ACPの基礎の講演ともしばなを活用したワークショップを実施。目的はACPを正しく理解し、自分にとって何が大切かを考え、意思決定の一助となることとした。結果として、事前に話をすることが大切、本人・家族と専門職は対等な関係であり、インフォームド・コンセントが重要であることを再認識されたと考える。

○事例紹介:

認知症の夫婦で、ケアマネジャーから区に「危険なことをすべて排除してきたが、本人の意向にそった支援ができてきているのか」と相談があり、個別支援会議をした事例を紹介した。

<意見>

・特にお金に対してはルールを決める必要がある。

・本人の意向は大切だが、実際支援していた人が転倒し脳出血を起こしたことなどから、命にかかわることは防がないといけない。

・お金を盗られた等があれば、広まってしまう、さらに被害を助長する可能性もあり、しばりも必要。

・本人らしくが一番、どうしたいか、何をしたいかと支援する、サロン等で本人が得意なものを披露してもらうこともよいのではないか。受け皿の社会資源が少ないのであればそれが課題ではないか。

○まとめ

認知症本人はサポートしてくれることはありがたいが、支えられるだけではつらい、役に立ちたいという思い、失敗も認めてほしい、失敗を通じて工夫していく中で、できることを生かし、自分らしく生きることができるといふ。認知症の人の間違いや戸惑いを認める環境づくりが大切。自分らしく生きるという意思決定はセフティネットをした上で支援する必要がある。私たちは、支援は決めることからではなく、その人を知ろうとするところから始まり、対話の中で生き方、大切にしているもの、価値観などを本人に語ってもらう、本人が大切にしているものなど家族等に語ってもらい、意思決定を支援していく。特に重度の人はどうしたいかを今から聞くことが困難な場合も意思決定の助けとなる。

地域課題としては、認知症への正しい理解と意思決定(ACP)に関する市民啓発を継続すること、合わせて、専門職の意思決定支援の理解を深める必要がある。そのために専門職には認知症の人の間違いや戸惑いを認める環境づくりと意思決定支援の理解を深めることが必要だと考えている。

ACP(アドバンス・ケア・プランニング)の解説

今後の医療・療養について患者・家族等と医療従事者があらかじめ話し合う自発的なプロセスのことである。患者が同意のもと、話し合いの結果は記述され、定期的に見直され、ケアに関わる人々の間で共有されることが望ましい。そして、ACPの話し合いには次の内容が含まれる。

・患者本人の気がかりや意向・患者の価値観や目標・病状や予後の理解・医療や療養に関する意向や選考、その提供体制

## 権利擁護部会報告書

日時:令和5年8月22日(火)14時から15時半

場所:城南区役所 大会議室

参加者:委員11名(欠席者1名)、事務局5名、オブザーバー(いきいきセンター、城南区社協)3名

議題:1 高齢者の権利擁護に関する統計について…統計情報を事務局から報告し、情報共有した。

2 成年後見推進センターの運営状況について…センターより講師を招いて説明を受けた。

3 各団体の取り組みについて

●事前アンケート…事前にアンケートを実施し、事務局で取りまとめたものを報告。

●事例をもとに、各団体の支援等について情報交換

### 内容

#### 2 成年後見推進センターの運営状況について

「認知症高齢者の金銭管理解決に向けた取り組み・現状」に関する事前アンケートで、成年後見制度の活用に関して複数の団体より意見をいただいたことから、成年後見推進センター職員を講師に迎え、センターの運営状況等についてご講義いただいた。

#### 3 各団体の取り組みについて

##### ●事前アンケート

##### ① 認知症高齢者の金銭管理解決に向けた取り組み・現状(抜粋)

・成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用

##### ② 取り組みについて困難に感じていること(抜粋)

・金銭管理を他人に任せることについて、本人の理解を得られず前に進まないケースがある。

・近年、ネットの普及に伴い認知症高齢者が自覚なく高額商品をネットで注文購入したり、借り入れを繰り返すなど適切な金銭管理ができていないケースが増えている。後見人の申立を行っても保佐・補助類型では包括的な権限を持つわけではないため、選任されても負債の増加や本人の消費行動を完全に止めることは困難である。

##### ●単身の認知症高齢者の事例(架空の事例)をもとに、各団体の支援等について情報交換

(制度の活用について)

日常生活自立支援事業、ふれあいネットワーク事業、介護支援ボランティア、シルバー人材センターなど社会資源を紹介・活用する意見があった。

(本人へのアプローチについて)

優先順位を明確にして取り組むことに加え、本人の納得を得るため親族だけでなく、本人が信頼している人物、心許せる人を探しキーパーソンとすることが必要との意見が複数あった。在宅のうちに施設と交流しておく、先の施設入所となった際に滞りなく進むことがあるとの具体案を示していただいた。

(医療面での支援について)

高齢者は年齢的に何らかの病気に罹患するリスクがあるので、日頃から体調をチェックし有事に備えるため医療機関に繋がり関係性を作ることが大切であるとの意見があった。

(その他)

信頼できるキーパーソン役を、いきいきセンターや日常生活自立支援事業が担うと解決する場合がある。ケアマネージャーなど支援者がいろいろな形で役割分担を決めて、本人の困りごとを協力して解決する必要がある。

(まとめ)

困難を抱える高齢者への相談対応は難しさを感じることもあります。しかし、各団体が連携しながら支援を行うことで、高齢者本人や養護者が住み慣れた地域で安心して生活が続けることができる場合があるとの共通認識を持たせている。部会が各団体の支援情報を共有する場となり、必要時にスムーズに連携するための関係作りのきっかけになれたのではと思っている。

## 生活支援・介護予防部会報告書

【日 時】令和5年10月4日（火）14時～15時30分

【場 所】城南区役所 大会議室

【参加者】委員17名（1名欠席）、事務局4名、オブザーバー1名

【内 容】

### 1. 報告

- (1) 令和4年度 各会議の取り組み状況について
- (2) 令和4年度 城南区地域保健福祉課 生活支援・介護予防に関する取り組み状況
- (3) 令和4年度 福岡市社会福祉協議会城南区社協事務所 生活支援・介護予防に関する取り組み状況

### 2. 意見交換

テーマ：『みんながつながる地域づくり～地域高齢者の多様なニーズに沿った支援の充実と担い手確保～』

※事前アンケートで、複数の団体から課題としてあげられた「活動に参加されない高齢者等へのアプローチ」「若い世代に関心を持ってもらう効果的な働きかけ」について意見交換を実施。

#### (1) 委員への事前アンケート結果（抜粋）

##### ①生活支援にかかわる活動状況について

〈高齢者を支える体制や環境整備に関すること〉

- ・高齢者の見守り体制整備、点字ブロックの設置、ボランティアグループの立ち上げ 等

〈高齢者への直接的な支援に関すること〉

- ・食事提供、買い物支援、健康づくりに関する講座の開催 等

##### ②コロナ禍後新たに開始したこと

- ・サロンや講座の対面での再開、オンラインの活用、大学生との交流、ゴミ出しボランティア 等

##### ③今後取り組みたいこと

- ・対面での交流、災害に備えた活動、高齢者のニーズに沿った講座の開催、担い手の育成 等

##### ④活動の中で課題と感じていること

〈対象者に関すること〉

- ・新規参加者の減少、高齢化、積極的に活動に参加できる高齢者以外へのアプローチ方法

〈担い手に関すること〉

- ・担い手不足、高齢化、若い世代へ関心を持ってもらう効果的な働きかけ

##### ⑤〈専門職能団体〉地域団体を対象とした支援

- ・講座の開催、講師派遣、各会議での専門的見地からの助言、各団体との連携コーディネート

#### (2) 城南区地域包括ケア推進会議への報告事項

- ・地域の活動に参加しない、できない高齢者への支援については、こまめに情報を届けること、顔の見える関係性の構築、身近な場所に集いの場を開設することが必要。
- ・担い手不足については、若い世代に関心を持ってもらうためにも、多世代が関われる場が必要。多世代間の関わりを通じて自然発生的に生まれる繋がりが、次の担い手につながるのではないかと、ひいては、地域包括ケアシステムそのものになっていく。様々な世代を対象とした地域包括ケアシステムの構築について、議論が必要な時期ではないか。
- ・多世代、多様な人が交流できる場づくり、そういった場をコーディネートできる人材が必要。

## 2 その他地域包括ケアに関する取り組み

### 高齢者地域支援会議報告書

#### 【目的】

地域における課題を発見し、課題の解決に向けて、各校区や町内会で地域における支え合い助け合いの仕組みづくりに向けた取り組みやネットワークの構築等について検討を行う。

#### 【参加者】

自治協議会、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会、シニアクラブ、その他地域団体、区社協いきいきセンター、居宅介護支援事業所等

#### 【開催状況（R5.10月末現在）】

校区	日時 (参加数)	テーマ・内容	結果及び今後の課題等
鳥飼	8月26日 (58人)	<b>第1回ふれあいネットワーク研修会</b> ・校区概況 ・見守りネットワークとは ・いきいきセンターの役割 ・見守り対象者について情報交換	鳥飼5丁目や7丁目は、高齢者が多く住むマンションや団地があり、高齢化率が特に高い町内であるが、集合住宅という点で見守りが難しいとの声も多数あがっている。今後、研修会の中で集合住宅が多いという鳥飼校区の特徴をもとに、見守りの方法について話し合う機会を設ける必要がある。
別府	9月20日 (44人)	<b>第1回ふれあいネットワーク研修会</b> ・講演「避難行動要支援者名簿の活用について」 ・見守りマップについて ・個別避難計画について ・見守りマップ及び個別支援計画作成	ふれあいネットワーク9班に分かれて、避難行動要支援者名簿や個別で配慮しているケースについてマップに落とし込んだ。個別避難計画作成は各班の宿題となる。班によっては、避難行動要支援者数に対しふれあいネットワーク班員が少ないとの声あり。次回以降のネットワーク会議や校区の防災関連事業等で今回の取り組みをどのように活かしていくか確認し、必要に応じて支援が必要。
南片江	9月17日 (7人)	<b>南片江4丁目 ふれあいネットワーク会議</b> ・校区概況 ・見守り対象者について情報交換 ・今後の見守り体制の確認	南片江4丁目は山や川があり、土砂災害のリスクが高い町内のため、台風時は避難所開設前に避難したいといった相談が民生委員に入ることがある。住民の防災への意識は高く、町内にある高齢者福祉施設が避難場所となりえるか等、有事に備えて地域と事業所の顔つなぎを行っておく必要がある。
南片江	9月30日 (6人)	<b>南片江3丁目 ふれあいネットワーク会議</b> ・校区概況 ・見守り対象者について情報交換 ・ふれあいカフェの活動状況	認知症を患っている見守り対象者の自宅ガレージにて、近隣の住民が集い、見守りもかねた交流の場が令和5年2月に誕生。見守られる側も、場所を提供することで支える側となっており、お互いが見守りあう関係となっている。参加者からは身近にいる人だから話しやすいとの声が出ており、この取り組みが他町内にも広がっていくよう働きかけていく。

令和5年度  
 城南区Bブロック在宅医療“多職種連携”研修会  
 <ブロック支援病院：さくら病院>

関係各位

城南区では、各ブロック支援病院が中心となり、毎年ブロックごとに多職種連携研修会を開催しております。Bブロック研修会はさくら病院が中心となり、下記のとおり開催いたしますので、万障お繰り合わせのうえ、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

参加ご希望の方は下記よりお申込みください。

城南区医師会 会長 小田 俊一

日 時	<b>11月29日(水) 19:00～21:00 ※受付開始 18時30分</b>
場 所	<b>福岡大学病院 新館 地下1階 「多目的室」※スターバックスコーヒー奥 城南区七隈7丁目45-1</b>
テ ー マ	<b>「複合課題を抱えた対象者に対するアプローチ」</b>
内 容	<b>①症例説明 ②グループワーク ③発表 ④質疑応答 ⑤総評</b>
対 象	<b>城南区圏域所属の在宅医療・介護に関わる職種の方々</b>
定 員	<b>64名</b>
申込締切	<b>11月20日(月)まで</b>
申込方法	<b>①、②いずれかの方法にてお申込みください。 ①以下のURLまたは二次元バーコードより、参加登録フォームにアクセスし、 必要事項をご入力ください。 ②下欄参加申込書に必要事項をご記入のうえ、福岡市医師会 医療介護推 進課宛 FAX(852-1510)にてお申込みください。</b>
主 催	<b>城南区Bブロック地域リーダー、城南区医師会、城南区保健福祉センター</b>
留意事項	<b>福岡大学病院駐車場利用の際は、駐車券の減免処理(無料)を行いますので、 研修会受付時にご提示ください。</b>

<URL・二次元バーコード>

URL：<https://onl.la/6guFXdC>      二次元バーコード：



<城南区Bブロック在宅医療多職種連携研修会参加申込書>

氏名	ふりがな	所属(医療機関・事業所等)	職種

【お問い合わせ】

福岡市医師会 医療介護推進課  
 担当：前田・石原・林

TEL：092-852-1527  
 メール：suishinshitsu@city.fukuoka.med.or.jp

令和5年度  
城南区Cブロック在宅医療“多職種連携”研修会  
〈ブロック支援病院：長尾病院〉

関係各位

城南区では、各ブロック拠点病院が中心となり、毎年ブロックごとに多職種連携研修会を開催しております。Cブロック研修会は長尾病院が中心となり、下記のとおり開催いたしますので、万障お繰り合わせのうえ、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

参加ご希望の方は下記よりお申込みください。

城南区医師会 会長 小田 俊一

**日 時** 9月15日(金) 19:00 ※受付開始 18時30分  
**場 所** 福岡大学病院 新館 地下1階 「多目的室」※スターバックスコーヒー奥  
城南区七隈7丁目45-1  
**テ ー マ** 「障害者の息子を持つ要介護3の  
寡夫(リハビリ上はプラト)の自宅退院希望を叶える。」  
**内 容** ①症例説明 ②グループワーク ③発表 ④質疑応答 ⑤総評  
**対 象** 城南区圏域所属の在宅医療・介護に関わる職種の方々  
**定 員** 64名  
**申込締切** 9月11日(月)まで  
**申込方法** ①、②いずれかの方法にてお申込みください。  
①以下のURLまたは二次元バーコードより、参加登録フォームにアクセスし、  
必要事項をご入力ください。  
②下欄参加申込書に必要事項をご記入のうえ、福岡市医師会 医療介護推  
進課宛 FAX(852-1510)にてお申込みください。  
**主 催** 城南区Cブロック地域リーダー、城南区医師会、城南区保健福祉センター  
**留意事項** 福岡大学病院駐車場利用の際は、駐車券を研修会受付までお持ちください。

〈URL・二次元バーコード〉

URL：<https://onl.bz/7eAFaFS>

二次元バーコード：



〈城南区Cブロック在宅医療多職種連携研修会参加申込書〉

氏名	ふりがな	所属(医療機関・事業所等)	職種

【お問い合わせ】

福岡市医師会 医療介護推進課  
担当：前田・石原・林

TEL：092-852-1527

メール：suishinshitsu@city.fukuoka.med.or.jp